

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

午後一時開議

○中山主査 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。緒方林太郎君。

○緒方分科員 最後です。よろしく願います。
します。

中山主査、よろしく願います。そして、齋
藤大臣、よろしく願います。

まず、危険運転致死傷罪についてお伺いをし
たいと思います。

いろいろ危険運転致死傷罪の適用については裁
判判例も出てきているわけですが、一般論として
言うと、判例を見ていると、普通に法律を読んで
もちよつと出てこないような解釈で適用されてい
るものがあるかと思うんですね。構成要件に
しても、責任についても、とても、とてももなく
厳しく読み込まれていて、普通に法律を読めばこ
れは当たるんじゃないかなというものです。ど
んどん外れていっているというのがあります。

酒を飲んでいてもきちんと運転できると思っ
たら適用がなかったとか、一般道で恐ろしいス

ピードを出していてもそれが制御可能だと認識し
ていけば適用がなかったとか、そういうふうにな
っているわけですが、本当にそういうふうにな
るんですかね、法務省。

○松下政府参考人 お答えいたします。

危険運転致死傷罪につきましては、自動車運
死傷処罰法の二条等に、該当する行為が列挙され
ておりまして、お尋ねの類型に関するものとして、
二条一号で、「アルコール又は薬物の影響により
正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行
為」が、同条二号では、「その進行を制御するこ
とが困難な高速度で自動車を走行させる行為」が
それぞれ規定をされております。

これらの行為に対する故意が認められるために
は、正常な運転の困難性や進行制御の困難性とい
った評価の認識が必要とされるわけではなく、例
えば、同条一号につきましては、ハンドルを思う
ように操作できないといった、正常な運転が困難
な状態であることを基礎づける事実を認識してい
ることをもって足りると解されておりまして、同
条二号につきましては、例えばハンドルのぶれや
車体の揺れなどの事実など、進行を制御すること
が困難な高速度であることを基礎づける事実を認
識していることをもって足りると解されておしま
す。

したがって、御指摘のように、その運転者
が、酒を飲んでいてもきちんと運転できると思っ
たとか、一般道で恐ろしいスピードを出してもそ
れが制御可能と思っただとしても、そのこと
のみをもっておよそ危険運転致死傷罪が成立しない

というものではないと考えております。

○緒方分科員 けれども、そうなるってしまうと、
例えばドイツ車のようにすごい頑丈にできていて、
リミッターが外れているものだと、もうその時点
で危険運転致死傷罪が取られないという方向に働
くわけですよ。車の性能が上がれば上がるほど
危険運転致死傷罪から遠ざかっていくというのは
おかしいと思いませんか、局長。

○松下政府参考人 お答えいたします。

車の性能ももちろん考慮の要素とはなっており
ますけれども、上がったからならないということ
でもなく、全ての事情を総合考慮して、証拠とし
て、それぞれの事実関係を総合考慮して事実認定
がなされるものと承知しております。

○緒方分科員 結局、これは私、刑事法というの
は罪刑法定主義でありまして、明確性の原則に反
するんじゃないかと思うんですね。何がこの犯
罪で罰せられるのかということについて、私は、
明確性の原則が欠けているんじゃないかと思いま
す。

実際に、被害者の方と私、たくさん話しました
けれども、なぜこれが入って、なぜこれが入らな
いのかと外形的に分らない。少なくとも、国民
が、常識的な理解能力を持っている国民が読んで
もよく分からないというのは問題ではないですか
ね、局長。

○松下政府参考人 お答えいたします。

一般に、御指摘のとおり、刑法法規は、通常の
判断力を有する一般人の理解を基準といたしまし
て、どんな行為をしたら処罰の対象になるかとい

う基準が読み取れるものであるということが求められております。

そして、危険運転致死傷罪につきましては、その対象となる危険運転行為は、悪質、危険な運転行為のうち重大な死傷事故を生じさせる危険が類型的に極めて高い運転行為であって、傷害罪等に準じた重い法定刑で処罰すべきものと認められる類型に限定して列挙をされているところでございます。

もとより、その構成要件は、刑法上ほかの罪と同様ですが、処罰すべき行為を過不足なく捉えるためにある程度抽象的な表現で規定されざるを得ませんけれども、どのような行為をした場合に処罰の対象となるかについては、現行の文言上十分に示されていて、いずれの構成要件も現行の規定で明確性に欠けるところはないのではないかと考えております。

○緒方分科員 ある程度抽象的に書いていて、明確であるというのは、言葉として少し、矛盾とまでは言いませんけれども、逆の方向を向いているんじゃないかというふうに思います。

大臣、これはどう考えても法律の中に不明確なところがあります。そして、今局長から答弁があったとおり、危険なものの中で悪質なものだけが犯罪化されるというのは、実は私、その事情はよく分かるんです。決して危険なもの全てが犯罪なんだというわけではないというのは、それは法律の、法制審議会の議事録とかも読ませていただきますけれども、そうなっていることはよく分かります。

けれども、それを、危険運転致死傷罪と言った瞬間に、危険なものが全て罰せられるんじゃないかとか、そういうふうに思うことは、それは別にそう思った方が悪いわけでも何でもなくて、法律の名前がそうなっているわけですから、そう考えることに一定の合理性があるんだと思います。

これまでのこの法律の歩みや判例を一回検証した上で、改正すべき点があるのであれば改正すべきと、少なくとも検討だけはしていただけないかと思えますけれども、大臣、いかがですか。

○齋藤（健） 国務大臣 先ほど刑事局長が申し上げたとおりなんですが、危険運転致死傷罪に規定されている危険運転行為、これは、悪質、危険な運転行為のうち重大な死傷事犯となる危険が類型的に極めて高い運転行為であって、ほかの暴行の結果的加重犯である傷害罪や傷害致死罪に準じた重い法定刑により処罰すべきもの、そういったこととして認められる類型、これに限定して列挙をされているということでありますので、また、構成要件については、刑事法に求められる明確性に欠けるといふところ、これはないんじゃないかと考えています。

ただ、危険運転致死傷罪における危険運転行為の構成要件を変更したり追加したりすることについては、今申し上げたように、危険運転致死傷罪を重く処罰するという趣旨や危険な運転行為による死傷事犯の実情等を踏まえ、十分な検討が必要だろうと考えています。

○緒方分科員 以前、昨年ですけれども、私、内閣委員会でのこの件を取り上げた、大分の事案を取

り上げたんですけれども、車の限界にチャレンジしてやろうと思つて一般道を百九十四キロ出して人を死傷させた事案でも、結局、最後、訴因変更しましたけれども、最初は実は、大分の地検はこれで危険運転致死傷罪を取らなかつたんですね。もう一度言います。車の、何キロ出るか試してみたかつた、その思いがあるわけですよ。そして、一般道です。高速道路じゃないです。その人が、百九十四キロですよ、これを出して運転して、曲がろうとした方をひいて死亡させてしまったという事例などが、これでも最初は取つていただけなかつた、最後は訴因変更しましたけれども。

こういうことを考えたときに、じゃ、どうやったら取つてもらえるのかなというのがよく分からないという事案が結構あると思います。この件は、今、十分な検討が必要ではないかと思うという話がありましたが、その検討の中に、法改正の可能性も含めて、いろいろな可能性を検討していただきたいと思うわけでありますが、もう一回だけ、思いをお願いいたします。

○齋藤（健） 国務大臣 個々の件についてはお答えを差し控えたいと思いますが、個別案件を離れて、あくまでも一般論として申し上げますが、自動車運転致死傷処罰法二条二号の「その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為」は、速度が速過ぎるため、道路の状況に応じて進行することが困難な状態で自車を走行させるということをいうと解されております。

これに該当する場合には、当然、この危険運転致死傷罪の要件を満たすということになる、これ

は一般論であります。先ほど申し上げたように、危険運転致死傷罪を重く処罰する趣旨、あるいはその危険な運転行為による死傷事犯の実情等を踏まえて十分な検討が必要な案件だと思っております。

○緒方分科員 これはしっかりとお願いをさせていただきます。続きまして、民事の話に移っていききたいと思います。

民事でいろいろ、逸失利益を計算するときの話なんですけれども、算定方法の基準は、労災保険の等級表が使われているというふうに承知をいたしております。この中で、例えば、判決とかで、男女の格差とか障害等の有無によって当然のように補償の内容が異なるということが起こっているわけですね。

これは、まず、一般論として、これはどこなのかな、国土交通省かな、一般論としてですけれども、これは人権侵害になっているんじゃないかと思わなければならないか。

○住友政府参考人 御答弁申し上げます。

まず、今委員から御指摘ありましたとおり、労災保険、我々の方のこちらの数字、自賠償の算定基準というのは、労災保険の基準、すなわち、専門的な知見を有する厚生労働省において定められているものですが、これを用いているというのは、その事故の原因のいかんを問わずして、その後遺障害の症状の態様に応じたものになっているというところで、こういったものを用いられているものがございます。交通事故の結果についても労働災害の場合と同様の障害が生じるということから、

自賠償保険の後遺障害認定も労災保険に準じて定めた基準を用いているということでもあります。

また、労災保険の基準についてなんです。これについては、例えば平成二十三年に、後遺障害のうち顔などの容貌に関する傷痕について、以前は男女で差があったんですが、この差をなくすなど、時代に合わせて解消されていまして、自賠償保険の後遺障害の認定基準もそれに合わせて必要な見直しを行っているというところでございます。あと、もう一点あった、逸失利益についてでございます。もう一点あった、逸失利益についてでございます。この逸失利益ですが、これは、被害者が事故に遭わなければ得られるはずであった将来の経済的利益、これを算出しているものがございます。

この算出に当たっては、事故前の賃金のほか、年齢別の平均の給与額などを算定の基礎として用いることとということになっていきますので、そういった意味で、結果として、その被害者の男女の別ですとか、平均給与額が違ったりしますので、そういうこととや年齢などによって逸失利益に差が生じるということとございますけれども、何らかの差別的な取扱いを行っているというものではございません。

○緒方分科員 それでは、今日、内閣府から男女共同参画担当と障害者政策担当の方に来ていただいております。

こういった形で男女格差があること、そして障害の有無によって逸失利益が異なるということについて、それぞれお考えを聞かせていただければと思います。

○岡田政府参考人 お答え申し上げます。

民事事件に係ります判決につきまして政府としての見解を述べることは差し控えてさせていただきます。また、その上で、委員御指摘の点につきましては、過去の裁判例におきまして、交通事故の被害者の逸失利益の算定に当たって、男女で異なる平均賃金が用いられたケースがあるものと承知してございます。

社会の実態におきまして、我が国には男女間で賃金格差が存在しております。諸外国と比較してもその格差は大きいものでございます。男女間賃金格差は喫緊の課題でございます。政府におきましては、その是正に向けて、今後も様々な取組や検討を進めてまいります。

○滝澤政府参考人 お答え申し上げます。

民事事件に係る裁判所の判決について政府としての見解を述べることは差し控えてさせていただきます。

その上で、逸失利益については、債務不履行や不法行為がなければ本来得られたであろう利益をいうものと理解しておりますが、裁判所においては、事案に応じて、社会情勢の変化など諸般の事情を勘案した上で判断されているものと承知しております。

いずれにしても、内閣府としては、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が重要であると考えておりまして、共生社会の実現に向けて、関係省庁と連携して取り組んでまいります。

○緒方分科員 お二方のうち、代表して男女共同参画室長にもう一回お伺いしたいと思えます。やむを得ないという認識ですか。

○岡田政府参考人 お答え申し上げます。

繰り返しになりますけれども、過去の裁判例におきまして、交通事故の被害者の逸失利益の算定に当たって、男女で異なる平均賃金を用いられたケースがあるということは承知しております。

一方で、先ほど申し上げましたけれども、社会の実態において、我が国には男女間で賃金格差が存在しております。（緒方分科員「全部読むならやめて」と呼ぶ）はい。男女間賃金格差は喫緊の課題でございます。政府といたしましても、その男女間賃金格差の是正を始めとして取り組んでございます。

以上です。

○緒方分科員 続きまして、この逸失利益を計算する際、自賠責法等の支払い基準ではライブニッツ係数を掛けてやっているということですが、基本的に法定金利をベースにやっているということでお伺いをいたしております。

法定金利、大体、おおむね現在の水準は三%というふうに向っておりますが、例えば、二十歳の方が四十五歳になるときの逸失利益ということになると四十五年後なんですけれども、一・〇三の四十五乗を掛けると三・二六になるんですね。三・三分の一の補償をもらって、これは、四十五年たったらこれが三・三倍になるんですということの説明を受けて補償料をもらうわけですが、現行の金利水準とかを考えたときに、余りに現実味が

ない想定ではないかなと思えますが、いかがですか。

○金子政府参考人 中間利息控除の算定の場面では、御指摘のとおり、法定利率を用いるというのが民法の規定にございます。今は三%を使っているわけで、法定利率が市中金利を大きく上回りますと、将来の逸失利益に係る損害賠償額が低く抑えられる、こういう関係になるわけでございます。

ただ、この法定利率の適用場面が様々でございます。例えば、借り手が一般消費者である場合の水準なども考慮する必要がありますし、逆に、遅延損害金の額が低くなり過ぎますと、債務の不履行を助長する結果ともなりかねないというようなこともあり、このようないろいろな事情を考慮しまして、また、平成二十九年の改正まで約百二十年にわたって年五%という法定利率が定まっています、これで実務運用がされてきたことなども考慮しまして、平成二十九年の民法改正におきまして、簡明な数値とする必要性なども併せ考慮して三%としたという事情がございます。

これが平成二年四月から施行されたところでございまして、現時点においては直ちに直直すという状況にはないと考えております。

○緒方分科員 それでは、いろいろもつと聞きたいんですが、質問を移していきます。（金子政府参考人「済みません、ちょっと訂正させていただきます」と呼ぶ）はい。

○金子政府参考人 最後のところ、施行期日ですが、平成二年と申し上げたようですが、令和二年と訂正させていただきます。済みません。

○緒方分科員 続きまして、保険会社の示談代行についてお伺いしたいと思います。

昭和四十八年、保険会社の示談代行に関して、日弁連と損保協会で交渉を重ねて合意を得ているんですけれども、これは非弁行為を防止するという意図もあつたやに聞いております。

ただ、例えば、裁判基準に準じる任意保険支払い基準を定め、賠償金支払いの適正化を図るといようなことが書いてあるわけですが、任意保険支払い基準は本来に賠償金を必要としている方に適正なものになっていくんだらうか、裁判による解決とそうでないときの解決の公平化が図られていないのではないかと、あと、示談介入する際にその基準がきちんと説明されるように指導すべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○野崎政府参考人 お答え申し上げます。

任意保険支払い基準は、各保険会社が提供する対人賠償保険における保険金算定の目安として定められたものでございまして、個々の交通事故の損害状況や被害者の個別具体的な事情等を十分考慮できるように一定の幅を持った基準としているほか、当該基準の内容については、裁判における賠償水準等の動向を勘案して随時見直し等が行われているものと承知しており、各保険会社においてその適正性が確保されるよう努めているものと考えております。

いずれにしましても、任意保険支払い基準に基づきまして各損保会社が個別の事案に即して適切に対応を行っていくことが重要であり、金融庁としては、各社の対応状況についてしっかりモニタ

リングしてまいりたと思っています。

○緒方分科員 そういふ基準をしっかりと示談介入する際に説明していないと、後で、そんなのがあるとなかったという人が結構多いわけですよ。きちんと指導していただければと思います。

そして、同じ内容なんですけれども、示談介入する際に、保険会社に直接請求権があることとか、あと、例えば修理工場が間に入るときの同意を取り付けるとか、そういった幾つかの非弁行為を防ぐための説明をきちっとすべきではないかというふうに思います。金融庁、いかがですか。

○野崎政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の損保協会と日弁連の合意につきましては、御指摘のとおり、昭和四十八年九月一日付の覚書でありまして、それは、被害者救済及び弁護士法七十二条の解釈をめぐる将来の紛争を回避するためのものと承知しております。

損保会社においては、業務の公共性を十分に認識し、法令や業務の諸規則を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めていくことが重要でありまして、議員御指摘の説明責任みたいなものをきっちり果たしていくことが重要だというふうに考えております。

○緒方分科員 この合意の中では、中立の紛争処理機関として交通事故紛争処理センターが設立されていきますが、被害者の方から、とても中立ではない対応を受けたという話もあります。本当に中立でしょうか。

○滝澤政府参考人 お答え申し上げます。交通事故紛争処理センターは、交通事故の損害

賠償をめぐる紛争について和解のあっせんを目的とする中立の機関としまして、昭和四十九年に日本弁護士連合会の理解を得て発足した交通事故裁定委員会を前身としております。その後、昭和五十三年に組織を拡充し、財団法人へと発展しました。

現在は、自動車事故に関する紛争解決業務を公益目的事業として位置づけまして、平成二十四年に公益財団法人に移行し、自動車事故による損害賠償に関する法律相談、和解あっせん及び審査業務等を行っているものと承知しております。

○緒方分科員 続きまして、保険会社間の協議に全てを任せてしまうと、全体として見たときに、やはり保険会社はビジネスでやっているの、保険金の支払いを、これが悪いと言っているんじゃないんです、これはビジネスとして、どうしても保険支払いを抑えたいという思いは一般論としてあると思うんですね。そうすると、それらの保険会社の間で示談をやってしまうと、何か全体として、補償の額が低めに出るベクトルが働くのではないかと思うんですね。

示談代行権というのは、そういう保険会社の、利益とまでは言いませんけれども、何となく、しっかりと補償が払われる本来想定している額よりも低めに出るといふ傾向があるのではないかと、いふふうに思いますが、ここについていかがお考えですか。

○野崎政府参考人 お答え申し上げます。適時適切な保険金の支払いを行うことは、保険会社として保険業を行っていく上で必要不可欠か

つ基本的で最も重要な役割であるというふうに考えております。

金融庁といたしましては、こうした観点から、損保会社に対しまして、適切な保険金支払い管理体制の構築に加えて、示談サービスを行う場合には、被害者保護に留意しつつ、丁寧かつ分かりやすい説明を行う等、十分配慮して交渉を行うことを求めてきたところでありまして、損保会社においても適切な対応が取られているものと承知しておりますが、今後とも、金融庁といたしましては、各社の対応が適切になされるかについてしっかりとモニタリングしていきたいと考えております。

○緒方分科員 保険会社が、示談代行が入ることを、決してこれを私は悪いと言っているわけじゃないんですけれども、被害者の方と話していると、結果として一切被害者が加害者と接点を持ってないようになってしまう、一部では、加害者側の傍若無人な立ち振る舞いで被害者が二次被害に遭っているというケースもあるやに聞いております。しっかりとこの辺りは念頭に置いていただければと思います。

そして、今いろいろ問題点を指摘しましたが、結果として、事故後かなりの時間がたっても保険金支払いがなされないケースもあります。これは問題じゃないかと思うんですね。

被害者は、事故直後から金銭的な困難に直面をいたします。示談代行に関する合意で定めのある損害賠償金の内払い制度はきちんと確立しているのでしょうか。

○野崎政府参考人 お答え申し上げます。

保険金の支払いにつきましては、迅速な支払いが求められるとともに、その金額が適切なものでなければならぬと、その金額が適切なものでない場合には、遅れている理由や経過等を分かりやすく説明するなど、金融庁としては、被害者への丁寧な対応を損保会社に対して求めているところでございます。

このため、事故によっては損害額の確定に時間を要する事案もありますことから、そのような場合には、遅れている理由や経過等を分かりやすく説明するなど、金融庁としては、被害者への丁寧な対応を損保会社に対して求めているところでございます。

その中で、保険金の内払いにつきましても、各損保会社において、社内規程等に内払いに係る手続を定めて、内払いを行う場合を例示するなど、被害者保護に欠けることのないよう適切に対応できるよう求めているところでございます。

損保会社においては被害者の事情に十分配慮した適切な支払いが行われているものと承知をしておりますが、仮に、保険会社において内払いを含む保険金支払い管理体制に問題があると認められる場合には、法令に基づいて厳正に対処してまいりたいと考えております。

○緒方分科員 交通事故の民事裁判で勝訴をしたとしても、結構多いのが、加害者が逃げて支払いを逃れる、いわゆる逃げ得がまかり通っているケースがあります。時効が十年のため、被害者は多額の費用をかけて時効の中断をしないといけないということがあります。そうでないのであれば、時効を成立させて加害者を支払い義務から解放しつつ、そのいずれかの選択をしなきゃいけない、そういうづらい局面にある被害者もたくさんおられます。

何か考えられないですかね。

○金子政府参考人 民法上の消滅時効には、長い期間の経過に伴って証拠が散逸するなどにより弁済等の事実を立証することが困難となった債務者に、一つの防御権といえますかを与えるという公益的な機能があるという側面もございまして。

この消滅時効の趣旨は、判決によって権利が確定したときについても当てはまりますことから、民法においては、判決によって権利が確定したときは、その権利の性質のいかんにかかわらず、時効の更新がされ、改めて消滅時効が進行することとされておりまして。

また、消滅時効期間につきましても、判決で確定した権利の性質のいかんにかかわらず、一律に十年とされているところであり、例えば、交通事故によって生じた損害賠償請求権のみについて特別の扱いをするということとはなかなか難しい状況にございまして。

また他方、令和元年の改正民事執行法によって見直された債務者による財産開示手続あるいは第三者からの情報取得手続を利用した場合でも時効の更新が生ずることができるとされておりまして、この手続は比較的簡便な方法で時効の更新を生じさせることができるものというふうに理解しております。

○緒方分科員 続きまして、あと五分ですので短く、支払い基準。

支払い基準における認められる医療というのはどこまでなのかということがございます。認可されている医療なのか、保険の適用がある医療なのか、いろいろな考え方があると思います。具体的な範囲を是非明示していただきたいと思うんですね。例えば、昨今、技術の発展が著しい再生医療についてどうなのかとか、そういうことについて、いかがお考えでしょうか。

○住友政府参考人 お答え申し上げます。

どのような医療が必要となるかというのは個々のケースに応じて様々、交通事故の被害者ですので、様々異なりますので、自賠責保険の支払い基準においては、御存じかと思いますが、必要かつ妥当な実費の範囲でということ治療関係費を支払うとされておりまして、認められる医療の範囲については、それ以上具体的な定めを置いていたものではございません。

他方で、先ほど御指摘ありました再生医療ですが、これももちろん排除するものではございませんで、再生医療に限らず、まさに、必要かつ妥当な実費の範囲の医療行為であれば、これは支払いの対象となり得るものということでございます。

いずれにいたしましても、国土交通省としては、関係省庁と連携して、適正な支払いがなされるように今後とも努めてまいります。

○緒方分科員 そのまさに必要かつ妥当なことなんでしょうが、いや、その解釈でみんな困っているわけですよ。もう少し明確化していただかないと、結局、この治療だったら治るのにと期待感を持っていったら、全部はじかれましたというケースもあるわけですし、是非これは考えていただきたいと思っております。

最後に一問。損害保険における無制限という表

現についてお伺いをいたしたいと思います。

よく、自動車保険でも何でも、補償が無制限と書いてあるケースがあるんですが、あれは実際には有限責任であって、そして、かつ、その有限責任の中でも相当因果関係の範囲での補償ということになるわけですね。無制限という言葉から受ける印象と、実際の実務の間にはかなりの乖離があります。消費者に誤認を与えているのではないかと思います。消費者庁、いかがですか。

○真淵政府参考人 お答え申し上げます。

個別の事案に関するお答えは差し控えさせていただきます。ただきたいと思いますが、一般論として申し上げますと、事業者が自己の供給する商品、サービスの内容について、一般消費者に対して実際のものよりも著しく優良であると誤認されるような表示を行う場合には、景品表示法上、問題となつてまいります。

また、注意書きですとか適用条件、例外などが小さく記載されていたとしても、表示全体から見て一般消費者が著しく優良であると認識するのであれば、景品表示法上、問題となることあり得るところでございます。

お尋ねの損害保険に関する表示につきましても、消費者庁といたしましては、景品表示法上、問題となる具体的事案に接した場合には、同法に基づいて厳正に対処してまいりたいと考えております。

○緒方分科員 三十分、しっかりとやらせていただきます。この問題は非常にいろいろなところに絡むことが多いので、また、今回の答弁、議事録をしっかりと精査させていただいて、それぞれの

委員会で行っていきたいと思います。大臣、お疲れさまでありました。

ありがとうございます。

○中山主査 これにて緒方林太郎君の質疑は終了いたしました。

以上をもちまして法務省所管についての質疑は終了いたしました。

これにて本分科会所管の審査は全て終了いたしました。

この際、一言御挨拶申し上げます。

分科員各位の御協力によりまして、本分科会の議事を終了することができました。ここに厚く御礼を申し上げます。

これにて散会いたします。

午後一時三十分散会